五　コタキナバル事務所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	KUALA LUMPUR OFFICE KOTA KINABALU SUB-OFFICE（クアラルンプール事務所コタキナバル出張所）
変更後	KOTA KINABALU OFFICE（コタキナバル事務所）

(二)　変更年月日　平成二十二年一月十一日

六　コタキナバル事務所ミリ出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	KUALA LUMPUR OFFICE MIRI SUB-OFFICE（クアラルンプール事務所ミリ出張所）
変更後	KOTA KINABALU OFFICE MIRI SUB-OFFICE（コタキナバル事務所ミリ出張所）

(二)　変更年月日　平成二十二年一月十一日

七　ウルサン事務所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	BUSAN OFFICE ULSAN SUB-OFFICE（釜山事務所ウルサン出張所）
変更後	ULSAN OFFICE（ウルサン事務所）

(二)　変更年月日　平成二十二年一月一日

八　ロッテルダム事務所の変更

(一)　所在地の変更

変更前	Mauritsweg 23, 3012 JR, Rotterdam, KINGDOM OF THE NETHERLANDS
変更後	Villa 7 le Barendrechtseweg 48 2992 XC, Barendrecht, KINGDOM OF THE NETHERLANDS

(二)　変更年月日　平成二十二年三月一日

○海上保安庁告示第九十九号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、大阪船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年三月二十六日から適用する。

平成二十二年四月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

大阪船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示

（大阪船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第一条　大阪船舶通航信号所に関する告示（昭和六十年海上保安庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

通報事項の項第一号ヘを次のように改める。

ヘ　夢洲における風向及び風速並びに大阪中央突堤における天気及び視程の状況

（江埼船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第二条　江埼船舶通航信号所に関する告示（平成五年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

通報事項の項第二号ロを次のように改める。

ロ　潮岬における風向、風速、気圧及び波高、佐田岬、足摺岬、室戸岬及び江埼における風向、風速及び気圧、都井岬における風向、風速及び波高、男鹿島、孫埼、神戸ポートアイランド、友ケ島、桃頭島及び夢洲における風向及び風速並びに大阪中央突堤における天気及び視程

○海上保安庁告示第百号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年三月二十六日から適用する。

平成二十二年四月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一大阪船舶通航信号所の項中

「

大阪船舶通航信号所	風向 風速 天気 視程 風浪

」

を

「

大阪灯台 大阪船舶通航信号所	風向 風速 天気 視程 風浪

」

に改める。

別表第二神戸海上保安部の項、大阪海上保安監部の項及び和歌山海上保安部の項を次のように改める。

神戸海上保安部	（電話）078―327―4177 http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kobe/kisyou/	江埼船舶通航信号所	風向 風速 気圧
		神戸船舶通航信号所	風向 風速
		大阪灯台	
		大阪船舶通航信号所	天気 視程 風浪
大阪海上保安監部	（電話）06―4395―3900 http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osaka/kisyou/	江埼船舶通航信号所	風向 風速 気圧
		神戸船舶通航信号所	風向 風速
		大阪灯台	
		大阪船舶通航信号所	天気 視程 風浪
和歌山海上保安部	（電話）073―402―6177 http://www6.kaiho.mlit.go.jp/wakayama/kisyou/	友ケ島灯台	風向 風速
		大阪灯台	
		大阪船舶通航信号所	天気 視程 風浪